

|| サリーレグループ

# NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



1  
2025

2025年1月号のニュースレターをお届けします。  
掲載内容に関してご不明な点等があれば  
当事務所までお問い合わせください。



## ～ 補助金特集 ～

2025年度 新補助金を含めた主要補助金のご紹介  
省エネルギー投資促進支援事業費補助金 概要  
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 概要

2025 年度

## 新補助金を含めた主要補助金のご紹介



### 補正予算案に基づく経産省の主な補助金

補正予算案には、多岐にわたる施策が盛り込まれており、**中小企業や小規模事業者**が成長と変革を実現するための具体的な支援が期待されています。  
そのなかでも、今回ご紹介する 5 つの施策が大きな柱となっており、それぞれ異なる課題に対応した支援内容が特徴となっています。

★ 賃上げを行う事業者には引き続き優遇措置が適用される可能性があります。

#### 【 生産性向上支援 】

- ・ものづくり補助金
- ・IT 導入補助金
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・事業承継・M&A 補助金

生産性向上を目指す皆様へ  
令和5年12月時点版

**「IT導入補助金」でIT導入・DX** (デジタルトランスフォーメーション)  
による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能! 安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!

**通常枠**

- 生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

**インボイス枠 インボイス対応類型**

- 10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

**インボイス枠 電子取引類型**

- 取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

**複数社連携IT導入枠**

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

**セキュリティ対策推進枠**

- 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置

経済産業省 中小企業庁 Be a Great Small 中小機構  
チラシのダウンロードはこちら!

<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

種別/類型	インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!)				複数社連携IT導入枠	セキュリティ対策推進枠
	電子取引類型		インボイス対応類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等	大企業等	中小企業・小規模事業者等			
補助額	5万円~150万円未満 150万円~450万円未満 ~350万円	50万円以上	50万円超~350万円	PC・タブレット等 レジ・券売機等 ~10万円 ~20万円	[1]インボイス枠インボイス対応期間の対象経費(左記同様) [2]消費動向等分析経費(※1)(上記①以外経費)50万円(併当事業者数補助上限:(1)+(2)で3,000万円) [3]事務費・専門家費補助上限:200万円	5万円~100万円
補助率	1/2	2/3	1/2	4/5 3/4 (※2)	1/2	1/2
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費	クラウド利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費			※1~※4

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。  
(※2)小規模事業者については補助率は4/5、中小企業については補助率は3/4。  
(※3)補助額50万円超の者の補助率は、補助額の50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。  
(※4)「独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「お助け隊」サービスリスト」に掲載されたサービス

**<活用例>**

**インボイス枠**

- インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

**通常枠**

- タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が5割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

**<今後のスケジュール>**

準備が整い次第、速やかに公募を開始。  
※詳しくは、事務局ホームページをご確認ください。

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ホームページ

応募方法等の詳細はこちらでご確認ください

生産性向上を目指す皆様へ  
令和6年度補正予算

**「事業承継・M&A補助金」**で  
中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、  
事業承継に際しての設備投資や、  
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します!

事業承継促進枠

**5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します**

専門家活用枠

**M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャル・アドバイザー(FA)や仲介に係る費用※、表明保証保険料等)を補助します**

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進枠

**M&A後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等)を補助します**

廃業・再チャレンジ枠

**事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します**

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置

経済産業省 中小企業庁 Be a Great Small 中小機構  
チラシのダウンロードはこちら!

## 【 新事業展開・構造転換支援 】

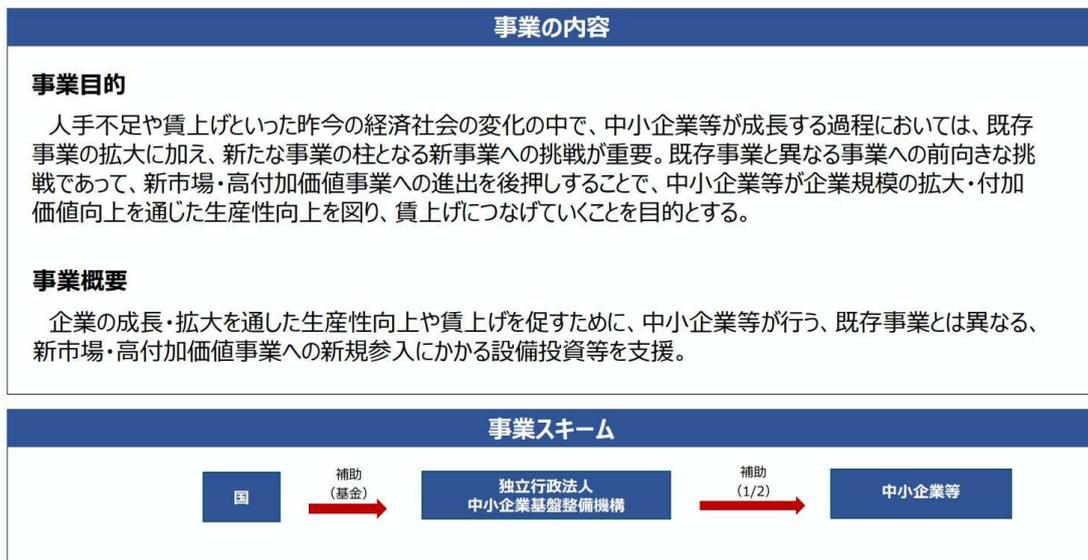
### ・【新】新事業進出補助金（仮称）

「事業再構築補助金」の後継と位置づけられています。

中小企業が新事業進出や構造転換を行うための投資を支援する内容が予定。  
従来まであった売上減少要件等が廃止される可能性もあります。

### 中小企業新事業進出促進事業（中小企業省力化投資補助事業を再編） 1,500億円（既存基金を活用）

中小企業庁経営支援部 イノベーションチーム



### ・【新】中小企業成長加速化補助金（仮称）

売上 100 億円を目指す中小企業を対象に、設備投資や M&A、海外展開、人材育成など幅広い費用を支援。

### ・大規模成長投資補助金

工場や設備の大規模投資を支援する補助金で、今年非常に高い人気を集めていた「大規模成長投資補助金（補助額最大 50 億円!）」と同様の補助金として継続募集が予定されています。大規模な設備投資を検討する企業にとって、引き続き有用な支援となる。

## ・ 中小企業へのリスクマネー供給

ファンドを通じた資金供給を行う予定（補助金ではなく投資型支援）。これらは特に成長志向が強い事業者を対象にした施策で、対象範囲が広い分、詳細要件が明らかになるまで時間が必要です。

## ・ 中小企業省力化投資補助金

中小企業の省力化や効率化を目的とした設備導入を支援する補助金です。現時点では利用実績が限定的で、**対象機械の選択肢が少ないことなどが課題**とされています。しかし、省力化投資は今後も中小企業にとって重要なテーマであり、対象機械の充実や申請要件の柔軟化が進めば、より多くの企業が活用できる可能性があります。

### 中小企業省力化投資補助事業

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

## 3,000億円

（中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編）

事業の内容		事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）																									
<b>事業目的</b> 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。	<b>事業概要</b> <b>(1) カタログ注文型</b> 清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。 <b>(2) 一般型</b> <small>2024年12月6日新設</small> 業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。		<table border="1"><thead><tr><th>枠・類型</th><th>補助上限額</th><th>※カッコ内は大幅買上げを行う場合</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">カタログ注文型</td><td>5人以下</td><td>200万円 (300万円)</td><td rowspan="3">1/2</td></tr><tr><td>6~20人</td><td>500万円 (750万円)</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>1000万円 (1500万円)</td></tr><tr><td rowspan="5">一般型</td><td>5人以下</td><td>750万円 (1,000万円)</td><td rowspan="5">1/2、小規模・再生 2/3</td></tr><tr><td>6~20人</td><td>1,500万円 (2,000万円)</td></tr><tr><td>21~50人</td><td>3,000万円 (4,000万円)</td></tr><tr><td>51~100人</td><td>5,000万円 (6,500万円)</td></tr><tr><td>101人以上</td><td>8,000万円 (1億円)</td></tr></tbody></table> <p>※補助金額1,500万円までは1/2としは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）</p>	枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅買上げを行う場合	補助率	カタログ注文型	5人以下	200万円 (300万円)	1/2	6~20人	500万円 (750万円)	21人以上	1000万円 (1500万円)	一般型	5人以下	750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生 2/3	6~20人	1,500万円 (2,000万円)	21~50人	3,000万円 (4,000万円)	51~100人	5,000万円 (6,500万円)	101人以上	8,000万円 (1億円)
枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅買上げを行う場合	補助率																								
カタログ注文型	5人以下	200万円 (300万円)	1/2																								
	6~20人	500万円 (750万円)																									
	21人以上	1000万円 (1500万円)																									
一般型	5人以下	750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生 2/3																								
	6~20人	1,500万円 (2,000万円)																									
	21~50人	3,000万円 (4,000万円)																									
	51~100人	5,000万円 (6,500万円)																									
	101人以上	8,000万円 (1億円)																									
<b>導入支援イメージ</b>		<b>導入支援イメージ</b>																									
<b>カタログ注文型</b> ・自動券売機 	<b>一般型</b> ・無人搬送車  ・カスタマイズ機器  ・ソフト+ハード 																										

## 令和6年度補正予算案（中小企業・小規模事業者等関連予算）

### 1. 持続的な賃上げを実現するための生産性向上・省力化・成長投資支援

#### <基本的な課題認識と対応の方向性>

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者の“稼ぐ力”を強化するため、予算・税・制度等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、賃上げ原資を確保し、持続的な賃上げにつなげる

#### 1. 生産性向上支援の拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金） 【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援
- 例えば、以下の措置拡充を実施
  - ・ 最低賃金近傍の事業者に対する支援として、補助率を1/2→2/3に引上げ（ものづくり補助金、IT導入補助金）
  - ・ 設備投資や取引実態等に合わせ、補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金等）などを実施し、より使い勝手のよい、政策効果の高い支援制度に見直し。具体的には以下の見直しを実施

##### （ものづくり補助金）

- 製品・サービス高付加価値化枠について、従業員区分を見直し、21人以上の中小企業を対象に、補助上限を引上げ  
賃上げ動向を踏まえ、賃上げ要件、運用等を見直し など

##### （IT導入補助金）

- セキュリティ枠の補助上限引上げ・要件見直し、汎用ツール・導入後支援の補助対象化 など

##### （小規模事業者持続化補助金）

- 経営計画の策定に重点化し、枠の整理等、制度を簡素化（通常枠、創業枠等に再編等）

##### （事業承継・M&A補助金）

- PMIを後押しするためのPMI推進枠の創設や、早期承継促進のための枠再編（事業承継促進枠への改変等）、M&Aのトラブル防止に資するDD費用の支援拡充や100億企業創出加速化を図るための補助上限の引上げ

#### 2. 新事業への進出にかかる支援の推進（新事業進出補助金の創設）【既存基金の活用（1,500億円規模）】

- 中小企業・小規模事業者の成長につながる新事業進出・事業転換を重点的に支援するための新たな支援措置を創設

要件：企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦（新規性）や賃金要件等  
補助対象経費：建物費・機械装置費・システム構築費・技術導入費・専門家経費 等

#### 3. 成長支援の新設・強化

##### ● 中小企業成長加速化補助金の創設【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

意欲ある中小企業・小規模事業者の飛躍的成長を実現するため、売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設

要件：売上100億円を目指すビジョン・潜在力、賃金要件 等  
補助対象経費：建物費・機械装置費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費

##### ● 中堅・中小成長投資補助金の拡充【1,400億円、新規3年3,000億円】

地方においても持続的な賃上げを実現するため、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応するために行う工場等の拠点の新設等の大規模投資を実施することを支援するとともに、大企業から経営人材を受け入れる中堅・中小企業に対する給付金を拡充し、着実な事業成長等を実行可能な経営体制の整備を促進

##### ● 100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構出資ファンドを通じ、売上高100億円超を目指す中小企業等へリスクマネー供給を実施

#### 4. 省力化投資支援の運用改善

- オーダーメイド形式も幅広く対象となる省力化投資支援の新設、カタログ形式の省力化投資支援の運用改善など、全方位型の省力化投資支援へ再編【既存基金の活用（3,000億円規模）】

## 2. 価格転嫁対策の強化

### <中小企業取引対策事業>【8.3億円】

価格交渉促進月間のフォローアップ調査等により、中小企業・小規模事業者の取引適正化を推進

## 3. 資金繰り支援、経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

### <日本政策金融公庫による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 日本公庫等の通常資本性劣後ローンの要件を見直し、成長志向の中小企業を後押し（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、金利水準の引き下げ、貸付限度額の拡充）
- 加えて、下記の資金繰り支援を実施
  - ・コロナ特別貸付を終了し、当該貸付の借換等への対応を目的とした制度（基準金利）を創設
  - ・物価高騰の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の金利引下げ措置（▲0.4%）を継続
  - ・賃上げに取り組む場合の金利低減措置（賃上げ貸付利率特例制度）を継続
  - ・令和6年能登半島地震特別貸付等、能登半島への資金繰り支援の継続

など

### <信用保証協会による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の信用保証制度を創設し、3年間に限り保証料補助を実施（制度創設1年目に利用した場合は1/2、制度創設2年目は1/3、制度創設3年目は1/4等）
- 物価高等の影響を受ける事業者への経営改善・再生支援を強化するための経営改善サポート保証を継続

### <経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充>【既存予算の活用+61億円の内数】

- 早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（法人破産及び経営者保証ガイドライン手続に係る各種手続費用・専門家費用等）

## 4. 中小企業・小規模事業者活性化（相談体制強化等）【203億円】

### <事業環境変化対応型支援事業>【112億円】

- 商工会・商工会議所等への専門家の派遣等、よろず支援拠点へのコーディネーター増員等による相談体制強化。インボイスに係る課題解決に向け相談受付窓口設置

### <中小企業活性化・事業承継総合支援事業>【61億円】

- 事業再生等計画策定支援、事業承継・事業引継ぎ支援のため、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの体制を拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充【再掲】

## 5. 災害からの復旧・復興【223億円】

### <令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続>【213億円】

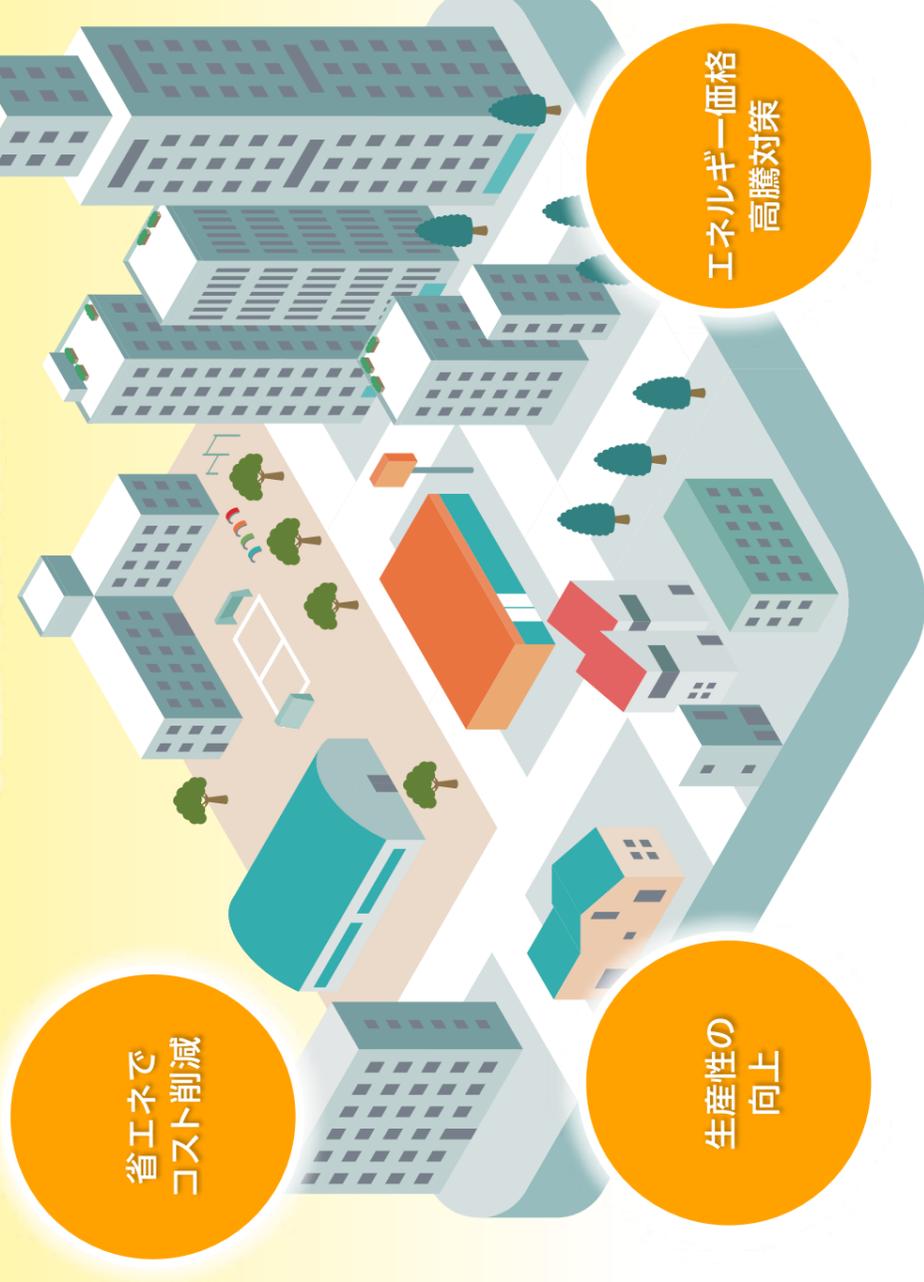
能登半島をはじめとする被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、なりわい補助金（令和6年能登半島地震等、令和2年7月豪雨）、グループ補助金（令和3年・令和4年福島県沖地震）等を措置

### <地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の拡充>【10億円】

局激指定災害に関する自治体連携型補助金について、補助対象拡大（中小企業の対象化、施設建替の対象化）するとともに、補助上限を5億円まで引き上げ

# 省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に  
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を  
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の1/3以内  
※ 申請する類型によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

補助金額の上限:1億円/事業全体

2次公募期間

2024年5月27日(月)～2024年7月1日(月)

支援対象となる2つの類型

## (Ⅲ) 設備単位型

◎ 指定設備(エネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表したもの)を導入

※ (Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素型、(Ⅲ)エネルギー需要最適化型(単知)の申請は、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」に申請してください。

## (Ⅳ) エネルギー需要最適化型

◎ EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

## 全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2024年5月27日(月)～7月1日(月)
交付決定	2024年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2025年1月31日(金)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2026年1月30日(金)まで

申請

審査

事業期間

事業完了

事業開始

交付決定日

発注

設置

検収

支払い

2025年  
1月31日(金)  
まで

※ 契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。

交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

## 留意事項

- ・当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行ってください。
- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- ・SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- ・導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

## (Ⅲ) 設備単位型

ナビダイヤル 0570-057-025

[IP電話からのお問い合わせ] 042-204-0989

## (Ⅳ) エネルギー需要最適化型

03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

# 省エネルギー投資促進支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を2つの類型から選ぶことができます。

令和4年度補正事業	本年度より設備導入を行う補助事業の名称を変更しております。
令和5年度補正事業	<p>◎指定設備導入事業</p> <p>(Ⅳ) エネルギー需要最適化型</p>

## (Ⅲ) 設備単位型

### ◎指定設備の導入

SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業



上記に該当しない(その他SIIが認めた高性能な設備)として指定した設備も対象となる。

### 補助対象経費

### 設備費のみ

### 補助率

1/3以内

### 補助金限度額

【上限額】1億円/事業全体  
【下限額】30万円/事業全体

## (Ⅳ) エネルギー需要最適化型

### ④EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

申請単位において、「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果」で、以下の要件を満たす事業

省エネ率:2%以上

### 補助対象経費<sup>※1</sup>

### 設計費・設備費・工事費

### 補助率

中小企業者等<sup>※2</sup> 1/2以内  
大企業<sup>※3</sup>、その他<sup>※4</sup> 1/3以内

### 補助金限度額

【上限額】1億円/事業全体  
【下限額】100万円/事業全体

## (Ⅳ) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて

(Ⅲ) 設備単位型に、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型を組み合わせさせて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型の単独申請は対象外です。

### (Ⅲ) 設備単位型

+

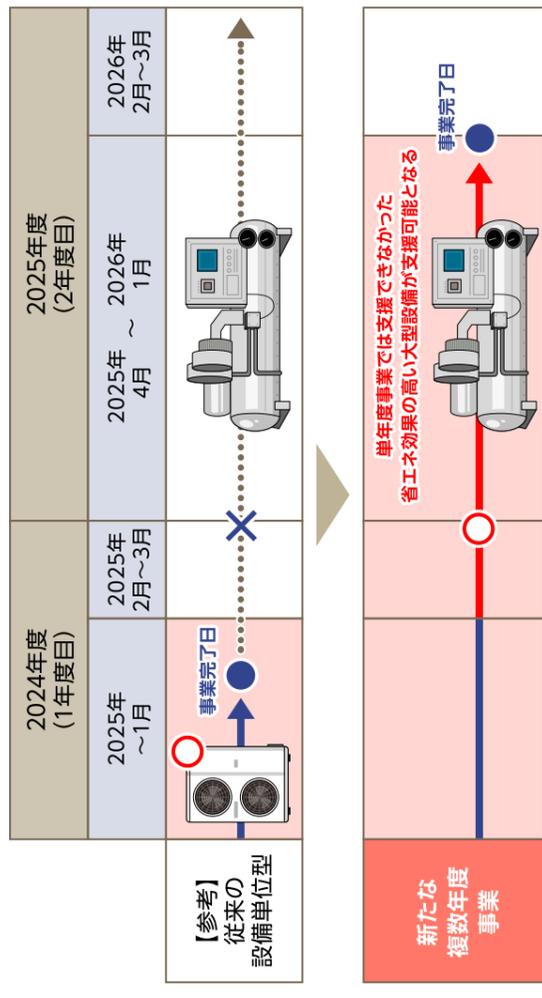
### (Ⅳ) エネルギー需要最適化型

## 新たな支援策

## 複数年度事業(2年度事業)活用のご案内

従来の設備単位型(◎指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、新たに複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。

■:間接補助事業の事業実施期間



複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。

\*省エネ法特定事業者等の要件について 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

※1 (Ⅳ) エネルギー需要最適化型を含む申請は、投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kL以上の事業であること。「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)」※みなし大企業を含む)は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている指定設備またはEMS機器を導入する事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの申請要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)  
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和5年定期報告書」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者  
その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

令和5年度補正予算

4次公募

# 省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に  
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を  
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の**2/3**以内 補助金額の上限:**15億円**/年度  
※申請する類型および企業体によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

4次公募期間

※単年度事業  
2024年9月13日(金)～2024年10月31日(木) 補助金額の上限は異なります。  
※複数年度事業  
2024年9月13日(金)～2025年1月14日(火)  
※審査が終わり次第、随時交付決定を行います。 ※交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了します。

支援対象となる3つの類型

(I) 工場・事業場型

①先進設備・システム、②オーダーメイド型設備の導入

(II) 電化・脱炭素転換型

③指定設備のうち、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入

(IV) エネルギー需要最適化型

④EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

## 全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	<p>※単年度事業 2024年9月13日(金)～2024年10月31日(木)   2024年9月13日(金)～2025年1月14日(火)</p> <p>※複数年度事業 2024年9月13日(金)～2024年10月31日(木)   2024年9月13日(金)～2025年1月14日(火)</p> <p>※交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了します。</p>
交付決定	審査が終わり次第、随時交付決定を行います。
事業期間	交付決定日から2025年1月31日(金)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2028年1月31日(月)まで



## 留意事項

- 当資料は4次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行ってください。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

- (I) 工場・事業場型
  - のうち ① 先進設備・システム 03-5565-3840
  - のうち ② オーダーメイド型設備 03-5565-4463
- (II) 電化・脱炭素転換型
- (IV) エネルギー需要最適化型

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

# 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、設備導入を行う補助事業を3つの類型から選ぶことができます。

## (I) 工場・事業場型

### ① 先進設備・システムの導入

資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業

申請単位において、原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業

- ① 省エネ率+非化石割合増加率:30%以上
- ② 省エネ量+非化石使用量:1,000k以上
- ③ エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注)

※複数の対象設備(①②③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。  
※非化石転換の場合も増エネ設備となる事業は対象外

### 補助対象経費<sup>\*1</sup>

設計費・設備費・工事費

### 補助率

中小企業者等<sup>\*2</sup>  
2/3以内

大企業<sup>\*3</sup>、その他<sup>\*4</sup>  
1/2以内

### 補助金限度額

(0)内は非化石申請時

【上限額】15億円/年度(20億円/年度)  
【下限額】100万円/年度(初年度を除く)<sup>\*5</sup>  
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)  
※連携事業の上限額は30億円(40億円)

### ② オートゲーマイド型設備の導入

機械設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オートゲマイド型設備)へ更新等する事業

申請単位において、原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業

- ① 省エネ率+非化石割合増加率:10%以上
- ② 省エネ量+非化石使用量:700k以上
- ③ エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注)

※複数の対象設備(①②③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。  
※非化石転換の場合も増エネ設備となる事業は対象外

### 補助対象経費<sup>\*1</sup>

設計費・設備費・工事費

### 補助率

中小企業者等<sup>\*2</sup>  
1/2以内

大企業<sup>\*3</sup>、その他<sup>\*4</sup>  
1/3以内

### 補助金限度額

(0)内は非化石申請時

【上限額】15億円/年度(20億円/年度)  
【下限額】100万円/年度(初年度を除く)<sup>\*5</sup>  
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円)  
※連携事業の上限額は30億円(40億円)

### 新たな支援策

## (II) 電化・脱炭素燃転型

### ③ 指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新する事業

電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。(ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)

対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した以下の指定設備。

- ① 産業ヒートポンプ
- ② 業務用ヒートポンプ給湯器
- ③ 低炭素工業炉
- ④ 高効率コージェネレーション
- ⑤ 高性能ボイラ

※上記①～⑤に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。

### 補助対象経費

設備費のみ (電化の場合は付帯設備も対象)

### 補助率

1/2以内

### 補助金限度額

(0)内は電化の場合

【上限額】3億円/事業全体(5億円/事業全体)  
【下限額】30万円/事業全体  
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は3億円(5億円)

## (IV) エネルギー需要最適化型

### ④ EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

SIIに登録されたエネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

申請単位において、「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果」で、以下の要件を満たす事業

省エネ率:2%以上

### 補助対象経費<sup>\*1</sup>

設計費・設備費・工事費

### 補助率

中小企業者等<sup>\*2</sup>  
1/2以内

大企業<sup>\*3</sup>、その他<sup>\*4</sup>  
1/3以内

### 補助金限度額

【上限額】1億円/事業全体  
【下限額】100万円/事業全体  
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円

\*省エネ法特定事業者等の要件について

\*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

いずれの類型も複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

年間のエネルギー使用量が原油換算1,500k以上である事業者(省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする)。

(I) 工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

### GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働(グリーン・トランスフォーメーション以下「GX」という。)する取り組みの一環として位置づけられた事業である。

先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。

本事業の(I)工場・事業場型、(II)電化・脱炭素燃転型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

- GX推進への取組に関する要件**
  - 民間企業<sup>(\*)</sup>は、SIIのホームページで公表するフォーミュラに公募要領記載の取組内容を記入又は、意思を表明し、申請すること。
  - 一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO<sub>2</sub>排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。
  - 会社法上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人
- 低炭素化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件**

(例)①(II)で申請し、低炭素化石燃料への燃料転換を行う事業等に該当する場合)

  - 石炭・石油等からガス等のより低炭素化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
  - 交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

\*1 (I)(II)類型共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1k以上<sup>(\*)</sup>の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500k以上の工場・事業場」は「中小企業者」に該当しない会社(株式会社、合資会社、合同会社、同業組合、株式会社、有限会社)※「みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果等を報告できること。

\*2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・同業組合、株式会社、有限会社、合資会社・合同会社・同業組合)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

\*3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・同業組合・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの申請要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」に該当する事業者(4次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)  
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和5年定期報告書」または「Sクラス」として登録されていることが確認できる事業者  
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の变化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者  
※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・同業組合)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。  
※5 複数年度事業の2024年度分(1年度目)については、補助金限度額の下限額を設けない。

# M & A 譲渡情報

業種	所在地	売上高	譲渡希望額
<b>NEW</b> イベントプロデュース	関東地方	4億円～5億円	応相談
<b>NEW</b> スーパーマーケット	関東地方	20億円	応相談
精神科クリニック	関東地方	3億円～4億円	応相談
建築資材の卸・内装建築工事	関東地方	5億円	応相談
IT/WEB・メディア・情報通信	関東地方	4億円	応相談
精神科クリニック	関東地方	6千万円	応相談
内科クリニック	関東地方	9千万円	応相談
内科クリニック	関東地方	1億円	応相談
特定健康食品・医薬品等の製造・販売	関東地方	5億円～10億円	応相談
プロジェクションマッピング会社	関東地方	2千万円	応相談
プラスチック成型業	関東地方	5千万円	応相談